

大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金実施要領

1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

(1) 目的

医療人材の確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を補助することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(2) 事業実施主体

以下の支援対象施設を運営する法人又は個人とする。

<支援対象施設>

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーション

(3) 事業の内容

(2)の支援対象施設において、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る。

(4) 補助金の交付対象となる取組

以下の取組のいずれか（複数可）を補助対象とする。

①ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

②タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

③補助金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

2. 分娩取扱施設支援事業

(1) 目的

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援し、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制を確保することを目的とする。

(2) 事業実施主体

以下の支援対象施設を運営する法人又は個人とする。

<支援対象施設>

分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所

(3) 留意事項

- ① 本事業においては、以下の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については補助の対象外とする。（（ア）及び（イ）については令和6年度に実施する事業に限る。）
 - （ア）平成21年4月1日医政発 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業
 - （イ）平成21年3月30日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業
 - （ウ）令和7年4月1日医政発 0401 第5号厚生労働省医政局長通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」の別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）
- ② 補助金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が、補助金の交付を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合、補助金全額を返還すること。

附 則

この要領は、令和6年度2月補正予算に係る大分県医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金から適用する。